

令和3年第2回定例会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和3年11月30日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○開会及び開議の宣告	3
○広域連合長のあいさつ	3
○副広域連合長（町及び村の長）就任のあいさつ	3
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○一般質問	4
鵜飼雅彦議員	5
しの浩司議員	9
○同意第5号の上程、説明、採決	11
○監査委員退任のあいさつ	12
○認定第1号及び認定第2号の一括上程、説明、採決	12
○議案第6号及び議案第7号の一括上程、説明、採決	15
○議案第8号、議案第9号及び議案第10号の一括上程、説明、採決	17
○議案第11号及び議案第12号の一括上程、説明、採決	18
○閉会の宣告	20
○会議録署名	21
○議決結果	23
○議席表	24

令和3年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和3年11月30日 午後2時00分開議

出席議員（18名）

1番	池田	ともり	3番	鵜飼	雅彦
4番	田中	としかね	5番	水島	道徳
7番	榎本	雄一	9番	田島	けんじ
10番	湯本	良太郎	11番	斎藤	竜一
12番	大熊	昌巳	13番	磯	一昭
14番	菅谷	元昭	16番	古性	重則
21番	五十嵐	京子	24番	清水	あづさ
25番	佐野	久美子	26番	高柳	貴美代
28番	しの	浩司	30番	原島	幸次

欠席議員（13名）

2番	木村	克一	6番	木内	清
8番	石田	秀男	15番	かしわざき	強
17番	福本	光浩	18番	篠原	有加
19番	内藤	美貴子	20番	いわせ	和子
22番	吉本	ゆうすけ	23番	鈴木	洋子
27番	武藤	政義	29番	中村	庄一郎
31番	坂上	長一			

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	山崎	孝明	副広域連合長	武井	雅昭
副広域連合長	石阪	丈一	副広域連合長	杉浦	裕之
副広域連合長	大井	哲爾	総務部長 (保険部長兼務)	新井	樹夫
総務課長	西谷	淳	企画調整課長	高瀬	裕介
管理課長 (保険課長兼務)	中島	一浩	債権管理課長	白鳥	幹明
会計管理者	菊池	弘明	代表監査委員	柏崎	裕紀

職務のため出席した者の職氏名

書記長 西谷 淳 書記 鈴木 妙子
書記 柳川 栞 書記 岩月 稔将
書記 有海 翔

議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 一般質問
- 第 3 同意第 5号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第 4 認定第 1号 令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 2号 令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 6号 令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 7号 令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 8号 訴えの提起について
- 第 9 議案第 9号 訴えの提起について
- 第10 議案第10号 訴えの提起について

追加議事日程

- 追加第1 議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加第2 議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開会

○磯議長 ただいまから、令和3年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は18名でございます。欠席の届出は、2番、木村克一議員、6番、木内清議員、8番、石田秀男議員、15番、かしわざき強議員、17番、福本光浩議員、18番、篠原有加議員、19番、内藤美貴子議員、20番、いわせ和子議員、22番、吉本ゆうすけ議員、23番、鈴木洋子議員、27番、武藤政義議員、29番、中村庄一郎議員、31番、坂上長一議員の13名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

また、議案説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

初めに、広域連合長より発言の申出がございますので、許可をいたします。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 広域連合長の山崎でございます。

第2回定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出いたします案件は、人事案件1件、令和2年度決算の認定案2件、令和3年度補正予算案2件、事件案3件、条例改正案2件、合わせて10件であります。

まず、決算認定案であります。大きな特徴として、被保険者が増え続ける中、令和2年度決算の医療給付費について、制度発足後初の前年度比マイナスになりました。これは新型コロナウイルス感染症による受診傾向の変化等が、大きく影響したことによるものと考えております。

このような状況の中、広域連合の直面する課題としては、まず、新たな2年間の保険料改定案の検討と併せて窓口2割負担の導入への取組が挙げられます。今後、成案が得られ次第、都民とりわけ後期高齢者の方々への丁寧な説明に努めてまいります。

政府は新たな経済対策を決定し、ウィズコロナの下で経済社会活動の再開に重点を置いた政策にかじを切ろうとしております。広域連合としては、こうした社会状況の動きを見据えながら、後期高齢者がいつでも安心して医療を受けられる制度の適正な運営に努めてまいります。

以上をもちまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○磯議長 次に、令和3年第1回臨時会で町及び村の長から再任されました杉浦副広域連合長より、一言ごあいさつを願いたいと思います。

杉浦裕之副広域連合長。

○杉浦副広域連合長 ただいまご紹介を賜りました瑞穂町長の杉浦でございます。

このたびは、町村を代表いたしまして副広域連合長の選任にご同意を賜り、誠にありがとうございます。全力で職責を務めてまいりたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○磯議長 ありがとうございます。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○西谷書記長 それでは、本日議場配付いたしました文書等につきましてご報告をいたします。

1点目、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表。

2点目、令和3年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会に係る議案の提出について。これにより追加議案の提出がございました。

3点目、令和3年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程（第1号）。

4点目、令和3年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会発言通告表。

5点目、令和3年度定期監査報告書。

6点目、令和3年7月分から9月分までの例月出納検査の結果について。

7点目、令和2年度における公文書の公開の実施状況について。

8点目、令和2年度における個人情報保護制度の実施状況について。

9点目、東京都後期高齢者医療広域連合債権管理条例第15条の規定により放棄した東京都後期高齢者医療広域連合の債権に関する報告について。

10点目、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した和解の報告についてでございます。

この配付をもちまして内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

報告は、以上でございます。

○磯議長 ご苦労さまでした。

次に、会議録署名議員をご指名申し上げます。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づき、3番、鶴飼雅彦議員、21番、五十嵐京子議員をご指名申し上げます。

これより、本日お手元に配付いたしました議事日程に従い、議事を進行してまいります。

まず日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○磯議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

次に、日程第2、一般質問を行います。

発言の通告がございましたので、お手元に配付いたしました発言通告表に記載された順序に従い、

自席にて発言をお願いいたします。

なお、円滑な進行を図るため、質問、答弁ともに簡明にさせていただきよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

発言を許可いたします。

3番、鵜飼雅彦議員。

○鵜飼議員 先日の議案説明会后、令和4年度・5年度の保険料率について、現時点における算定案をご説明いただきました。その説明を伺って、保険料率の算定においては、該当期間の医療給付費をどのくらいに見積もるのが一つの大きなポイントになると理解いたしました。また、令和4・5年度においては、昭和22年から24年に生まれた団塊の世代の人たちが後期高齢者に移行する時期ということもあり、現役世代と後期高齢者の世代間負担の公平性の観点から後期高齢者負担率が大幅に引き上げられ、その結果、かなりの平均保険料額の増額があったと伺いました。

そこで、まず直近令和2年度の医療給付費の決算状況はどのようになっているのか。例年と比較し決算状況はどうだったのか。報道等では受診控えについて取り上げられていたが、実態としてその影響はあったのか。団塊の世代の後期高齢者への移行に伴い、どのくらいの平均保険料額が増え、広域連合としてどう評価しているのかについて伺いたい。

あわせて、令和4年10月以降、3月までのどこかの時点で被保険者の窓口負担2割が導入され、被保険者の医療費の負担が増えると思われるが、東京におけるその対象となる人数はどのくらいいるのか。それにより増加する医療費の年額はどのくらいなのか。こちらについても試算しているのであればお示しく下さい。

令和4年度以降6年度までの3年間は、団塊の世代が後期高齢者に移行し、後期高齢者人口の増加とともに医療費が急増するのではとの危機感を持っております。また、次期保険料率の対象期間である令和4年度・5年度は、被保険者数の急増や窓口負担の2割化など、これまでよりも一層不透明な中での保険料率の算定となるものと推測しております。そこで、先日ご説明があった保険料率の算定案は、どのような考え方で被保険者数や医療費を見積もり保険料率案を算定したのかを、再度伺い、質問を終わります。

○磯議長 それでは、答弁を求めます。

保険部長。

○新井保険部長 それでは、保険料率の算定案について幾つかご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず令和2年度の医療給付費の決算額ですが、約1兆2,999億円となっております。令和元年度の決算額が約1兆3,537億円、平成30年度が1兆2,944億円でしたので、一昨年度と比較すると実績の減、

その前と比較すると増となりました。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による受診控えについてのお尋ねでございます。医療給付費の給付実績から見ますと、昨年4月、5月には前年同月比で10%以上の落ち込みがあり、年度当初には受診控えが顕著に見られました。その後、秋にかけて医療給付費は前年同月規模に近づき始め、10月には前年同月実績を超えたところがございますが、年末年始にかけての第3波の感染拡大を受け、再び前年同月比を下回りました。しかしながら、先ほど申し上げたとおり4月、5月は10%以上の落ち込みがありましたが、年末から年度末への落ち込みは5%未満であり、被保険者の中で受診の選択が進んでいるものではと推測しております。いずれにしましても、令和2年度の医療給付費については、受診控えの影響を受け実績額としては抑えられたものとなっております。

次に、平均保険料の増加額とその評価についてのお尋ねでございます。被保険者が増加したことによって医療給付費総額が増加することに加え、人口に占める現役世代の構成割合が減少することから、後期高齢者負担率が引き上げられます。後期高齢者負担率は、現役世代と後期高齢者との世代間の負担の公平性の観点から、人口に占める現役世代の構成比率の減少幅により算出され、医療給付費の公費負担分を除いた残額のうち保険料で賄うべき割合を示したものでございます。

後期高齢者負担率は平成20年の制度発足以来上昇を続けており、世代人口の多い団塊の世代が後期高齢者に移行し、現役世代の人口に占める構成率が大きく減少する令和4・5年度の保険料率については、現時点において11.77という数値を適用して保険料率の算出をするよう、厚生労働省から求められているところでございます。

11.77の後期高齢者負担率は、前期である令和2・3年度の11.41から0.36ポイント引き上げられており、過去最大の引上げとなっております。算定案の平均保険料額における後期高齢者負担率の引上げによる影響は、令和2・3年度の1人当たりの平均保険料額から増額となった5,080円のうち3,400円となっております。後期高齢者医療制度が持続していくためには、制度を支えてくれる現役世代に過度な負担がかからない適切な保険料率を算定する必要があり、前期高齢者が現役世代から後期高齢者に移行し、現役世代の負担の担い手が減ったことによる不足額を、現役世代と後期高齢者世代の折半で負担するという後期高齢者負担率の考え方にに基づき、後期高齢者医療制度の存続及び世代間の公平な負担の観点からも、後期高齢者負担率の影響により増える保険料については、後期高齢者の方にご負担いただくことはやむを得ないものと考えてございます。

次に、令和4年度の後半に導入される予定の窓口負担2割についてのご質問でございます。まず東京における2割負担の対象となる被保険者数は、令和3年6月末時点の被保険者数及び令和2年度の所得状況からの試算では、被保険者約158万3,000人のうち約36万6,000人と推計してございます。また、2割負担の導入時期についてはいまだ国からの通知はありませんので、令和4年10月から令和5年3月までの間のどこかの時期でということになります。したがって、令和4年度の影響額を令

和2年度のレセプトのデータを基に試算いたしますと、仮に一番早い令和4年10月に導入された場合は、2割負担導入後3年間実施される配慮措置の適用を受け、年間の窓口負担額は5万2,184円となり、1万898円の増額となります。一番遅い令和5年3月に導入された場合は、年間の窓口負担額が4万3,102円となり1,816円の増額となります。なお、令和5年度は年間を通じて2割負担及び配慮措置が適用されますので、窓口負担額は年間で6万3,081円となり2万1,796円の増額となります。

次に、保険料説明会でご説明した保険料率の算定案を算定するに当たっての考え方でございます。ご指摘いただいたとおり、令和4年度からは団塊の世代が後期高齢者に移行するとともに、窓口2割負担の導入や新型コロナウイルス感染症の影響など、これまでの保険料率算定にはない要素を考慮しながらの算定となりました。

従来、直近年度の療養給付費の実績は、保険料算定の基礎となる被保険者1人当たりの医療給付費を算定する際に大きな目安となるものでございますが、令和2年度は、先ほどご答弁を申し上げたとおり新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響を受け、給付額は抑えられたものとなっております。したがって、今回は令和2年度の給付実績額については、令和3年度の医療給付費の給付状況を踏まえ、仮に新型コロナウイルス感染症の影響がなかったらという前提の下、令和2年度の医療給付実績に増額の補正をかけさせていただき、1人当たりの医療給付費を算定してございます。

被保険者数については従来、国立社会保障・人口問題研究所の発表する人口推計に基づき、一定の伸び率で被保険者が増える前提で算定をしてございましたが、令和4年度は、終戦前後の出生人口が少ない世代から第1次ベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代の出生人口が非常に多い世代が後期高齢者に移行する端境期となっており、被保険者の伸び率が大きく上振れする年度となっております。その後も数年間、被保険者数の増加率は伸びていく想定をしていることから、従来の算定の方法から、住民基本台帳などの数値を基に他府県との異動や生存率等を加味し、各年度の被保険者数の増加率を可能な限り精査して算定しております。

被保険者数の増加とともに後期高齢者の医療費はなお一層増えていくものと想定しており、医療給付費の財源を負担している現役世代、国と市区町村の負担は増加の一途をたどっており、とりわけ現役世代の負担は非常に厳しい状況であると認識しております。後期高齢者の医療費が増え続ける中、後期高齢者医療制度を持続させるには、財源を負担している現役世代に過度な負担が発生しないよう、公的負担や被保険者本人も含めて必要な財源をバランスよく負担していただくことが必要と考えております。したがって、算定案でもお示ししましたように、保険料率を引き上げることが必要な場合もあるかと思いますが、その際には丁寧な周知を行い、ご理解を得たいと考えております。

○磯議長 鶴飼議員。

○鶴飼議員 丁寧なご答弁をありがとうございました。

保険料率は低額に抑えられたほうが後期高齢者にとってはより好ましいことは明らかではあります

が、一方で、団塊の世代の後期高齢者への移行を皮切りに、後期高齢者の医療給付費は一層増えていく状況が間近に迫っている中で、とにかく保険料率を低額に抑えればよいという一面的な議論では、これから迎える超高齢化社会に対応できないと思います。いただいたご答弁により、後期高齢者の方の医療費をどのように負担していくのが、今後の後期高齢者医療制度の存続のための大きな課題であることが確認できました。

制度発足当時は、たしか8,600億円程度の医療給付費が、令和2年度ではおおよそ1兆3,000億円にまで膨らみ、令和4年度以降は加速度的に医療給付費が増えていくと容易に想定される中、一定以上の所得のある被保険者の方には窓口での2割負担をお願いするという国の施策についても、理解をしているところです。

また、東京における保険料率は、他の道府県の保険料率と比較し手厚い軽減措置がされていることを踏まえた上で、引き続き適切な保険料率の算定をお願いするとともに、後期高齢者医療制度の大きな転換期に広域連合を率いる山崎連合長のご決意を伺い、私の質問を終わります。

○磯議長 山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 鵜飼議員の再質問にお答えいたします。

我が国の国民皆保険制度は世界に誇れる制度だと思います。今日蔓延しているこのコロナ禍にある世界中の各国と比較して、日本は、感染率あるいは死者数、こうした数値を見ても非常に低い数値で抑えられています。これはいろいろな理由が考えられるのですが、一つには島国であるという点もそうかもしれません。あるいはまた、日本人の衛生観念の高さというのもあると思います。それと同時に、この国民皆保険制度、これが日本における大きな感染の死者数の低さを支えている要因だと私は思っております。そうした意味で、後期高齢者医療制度はこの国民皆保険制度の一翼を担っている、こうしたことを考えると、広域連合を預かる身として本当に責任の重さを痛感しているところでございます。

また、来年度から団塊の世代の後期高齢者への移行や窓口2割負担の導入などが、平成20年に後期高齢者医療制度が発足して以来の大きな転換期を迎えようとしております。大きな転換期において後期高齢者医療制度を持続させ、被保険者の方に安心して暮らしていただくには、先例や一面的な考え方に捉われず、時には大胆に、時には繊細な運営が不可欠であると考えております。

また、後期高齢者医療制度は被保険者以外の多くの方々に支えられて成り立っておりますことは、重々ご承知のとおりであろうと思います。広域連合を預かる連合長として、被保険者だけでなく後期高齢者医療制度を支えてくれる全ての世代の方々にも、安心して暮らせる社会の実現に向けて、邁進していく決意でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○磯議長 よろしいですか。

続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

28番、しの浩司議員、どうぞ。

○しの議員 狛江市のしの浩司でございます。よろしくお願いいたします。

議長よりお許しをいただきましたので、通告書に従いまして令和3年第2回定例会に当たり3問質問をさせていただきます。

本年6月の通常国会において、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しを含む全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が成立をいたしました。窓口負担割合に新たに2割が追加されるこのたびの制度改正は、後期高齢者医療制度発足以来の大きな改革であります。窓口2割負担の対象となる後期高齢者の皆様には負担が増加することになりますが、団塊の世代が2022年から75歳以上となり始め医療費の増大が懸念される中、制度を支える現役世代が減少しており、現役世代の負担上昇を抑えていかなければなりません。後期高齢者医療制度を持続可能なものとするためには、このたびの窓口2割負担の導入はやむを得ないものと考えております。

そこでまず1問目としまして、医療給付費への影響についてお伺いをいたします。窓口1割負担の後期高齢者の医療給付費は、約1割が保険料、約4割が現役世代からの支援金、約5割が公費で構成をされています。今回の窓口2割負担の導入が今後の医療給付費にどの程度影響するのか、特に、現役世代の負担額によって、解散の危機に瀕している健保組合等がある中、現役世代にとってどの程度の負担軽減につながるのかをお答えいただきたいと思っております。

次に、2問目としまして被保険者への周知広報についてお伺いをいたします。窓口2割負担の導入については制度発足以来の大きな制度改正となります。これにより、東京都においては、全被保険者の約4分の1に当たる方が該当になることが見込まれており、後期高齢者の皆様が混乱することがないように丁寧な制度周知が必要と考えております。これは国会審議でも指摘されていたことですが、広域連合としてはどのように対応するのかをお答えいただきたいと思っております。

最後に3問目です。市区町村への支援についてお伺いをいたします。先ほど申し上げました窓口2割負担の制度周知については、市区町村の窓口にも、自分は2割負担に該当するのかといったお問合せが殺到することが懸念されます。さらに、来年度は被保険者証の一斉更新の年ですが、窓口2割負担の導入のため被保険者証を2回交付することや、配慮措置の確実な支給のため口座事前登録を促す取組も実施するとお聞きをしております。どれも市区町村の負担が増加するものであり、広域連合に対して市区町村の支援をお願いをするとともに、対応策についてお伺いをしたいと思っております。

○磯議長 それでは、答弁を求めます。

保険部長。

○新井保険部長 窓口2割負担の導入による医療給付費への影響についてのご質問にお答えをいたします。

国の試算では、窓口2割負担の導入によって、仮に令和4年度1年間で考えると医療給付費が

1,880億円減少するという財政効果があるとしてございます。内訳としては、公費が980億円、現役世代の支援金が720億円、保険料が180億円となります。ただし、窓口2割負担の施行日は令和4年度後半でございますので、令和4年度においては実際の財政効果はこれよりも小さくなります。

この窓口2割負担の導入で医療給付費全体へ影響することにより、現役世代の負担軽減につながる事となります。こちらも国の試算では、現役世代1人当たりの後期高齢者支援金の軽減額は、年額で約700円とされてございます。なお、東京都の医療給付費への影響についてですが、国の試算を全国の被保険者数に対する東京の被保険者数の割合で計算すると、約200億円の減となります。

次に、被保険者への周知広報についてのご質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、このたびの窓口2割負担の導入は、平成20年度に後期高齢者医療制度が発足して以来の大きな制度改正になります。特に、東京における2割負担の対象となる被保険者数を約36万6,000人と推計していることから、丁寧な周知が必要になると認識してございます。このため令和3年度については、施行日が決まり次第、国が作成したリーフレットを基に広報紙「東京いきいき通信」に掲載し、市区町村をはじめ、新聞への折り込みや医療機関等へ配付をいたします。これに加え、ホームページ、東京いきいきネットを通じて周知を行う予定でございます。

市区町村においても広報紙やホームページに掲載することを依頼しており、広域連合で作成した掲載案を提供する予定であるなど、広域連合と市区町村で連携して丁寧な周知広報を実施してまいります。

令和4年度については、被保険者証の一斉更新時にリーフレットや制度説明用パンフレットの封入、広報紙「東京いきいき通信」への再度の掲載等の検討を行っております。

いずれにいたしましても、市区町村と連携し、後期高齢者の皆様が混乱することがないように、理解促進に向けた丁寧な周知広報に努めてまいります。

次に、市区町村への支援に関するご質問にお答えをいたします。

窓口2割負担の導入に向けて、広域連合では定期的に国と意見交換を行う場を設け、現場の実態に即した対応を行うよう、国に働きかけています。

また、国からの通知や情報提供等を踏まえた広域連合の対応策について、市区町村の担当課長会で丁寧に説明し、市区町村の予算編成や対応準備に遺漏がないように取り組んでおります。

ご質問の周知広報を実施する際、被保険者から自分が2割負担の対象者なのかという問合せが多く出ることが考えられますが、2割の判定時期については令和4年7月の被保険者証一斉更新以降になることが見込まれております。このため、現時点では判定ができないことも併せて周知し、被保険者が混乱することがないように取り組んでまいります。

また、被保険者からの問合せ対応に向けて、国と連携し、市区町村へQ&Aの提供や、広域連合コールセンターの増強を検討しております。

被保険者証の2回交付については、同封物の精査を行い、郵送単価が上がらないように調整を行っています。なお、2回目の交付にかかる経費は国庫補助が見込まれる予定でございます。

口座事前登録については、受付業務を広域連合で一括して行うことで、市区町村の口座登録に係る負担が発生しないように検討しております。

窓口2割負担の導入については市区町村との連携が必要不可欠でございますので、可能な限り負担軽減に努めるとともに、国に対して、現場に即した対応を引き続き要望してまいります。

○磯議長 しの議員。

○しの議員 丁寧なご答弁、ありがとうございました。

窓口2割負担の導入に当たっては、ただいま答弁にありましたように、様々な周知広報を考えられ、また、支援についても様々検討されているということをお聞きしまして、安心をいたしました。我々としても、しっかりと連携をして進めていけるように、考えたいと思います。

今回の制度改正によって後期高齢者の皆様が混乱しないよう、準備を適切に行うことが重要であります。最後に、改めて、このたびの制度改正についての山崎広域連合長の見解をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○磯議長 山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 しの議員の再質問にお答えいたします。

このたびの制度改正については、全世代型社会保障検討会議において、長期にわたって様々な議論を繰り返し、結論が出されたものでございます。少子高齢化が進む中で、2022年以降、団塊の世代が75歳以上になり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題でございます。

制度導入に当たっては、後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、自己負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないように所得要件が勘案されており、また、施行に当たっては3年間配慮措置が設けられてございます。持続可能な国民皆保険制度の運営を考えると、所得状況に応じた負担の面から、やむを得ないものと捉えております。

広域連合といたしましては、国や市区町村と連携し、被保険者の皆様が混乱することがないように、丁寧な制度周知に努めてまいります。特に住民の皆様と窓口で接する市区町村の担当の方々、それぞれの首長さん方に対しては、広域連合として心からお願いをしっかりとさせていただき決意しておりますので、この点も皆様のご理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○磯議長 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

次に、日程第3、同意第5号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎広域連合長。

○山崎広域連合長 議案集の1ページをお開きください。同意第5号についてご説明いたします。

広域連合監査委員のうち、広域連合規約第16条第2項に基づき、識見を有する者から選任しております柏崎裕紀監査委員は、令和3年11月30日をもって退職いたします。

このため、後任者につきまして、前大田区副区長であり、行政運営に関し優れた識見をお持ちである清水耕次氏が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○磯議長 同意第5号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りをいたします。

同意第5号につきまして、提案のとおり選任同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号は、提案のとおり選任同意することに決定をいたしました。

ここで、本日をもって退任されます柏崎裕紀代表監査委員から、ごあいさつをお願いいたします。

○柏崎監査委員 このたび、監査委員の職を辞職させていただくことになりました。6年8か月の長きにわたる皆様方のご協力に心から感謝を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○磯議長 ありがとうございます。代表監査委員として、お疲れさまでございました。

次に、日程第4、認定第1号 令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第5、認定第2号 令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○菊池会計管理者 それでは、認定第1号 令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、及び認定第2号 令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、一括してご説明申し上げます。

はじめに、決算書の1ページをご覧ください。令和2年度歳入歳出決算の総括でございます。

一般会計の歳入決算額は69億5,879万1,551円、歳出決算額は68億5,578万3,309円、差引残額は1億300万8,242円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1兆4,245億1,661万1,366円、歳出決算額は1兆3,543億2,546万6,910円、差引残額は701億9,114万4,456円であります。

合計金額でございますが、歳入決算額は1兆4,314億7,540万2,917円、歳出決算額は1兆3,611億8,125万219円、差引残額702億9,415万2,698円であります。

続きまして、一般会計の歳入歳出決算でございますが、はじめに、4ページ、5ページをご覧ください。一般会計の歳入であります。

4ページの左の款ごとに、5ページの上の欄の左から2番目に収入済額がございますが、それにつきましてご説明いたします。

第1款の分担金及び負担金は、区市町村からの事務費負担金で、44億3,171万6,000円であります。

第2款の財産収入は、財政調整基金の運用収入で、2万6,225円であります。

第3款の繰越金は8,635万9,053円であります。

第4款の諸収入は3万5,599円あります。その内訳ですが、第1項の預金利子は2,493円、第2項の雑入が3万3,106円あります。

次に、第5款の繰入金は24億4,057万9,674円あります。その内訳ですが、第1項の基金繰入金は、財政調整基金からの繰入れで、9億8,316万2,000円あります。第2項の他会計繰入金は、特別会計からの繰入れで、14億5,741万7,674円あります。

次に、第6款の寄附金は7万5,000円あります。

以上のことから、一般会計の歳入合計は69億5,879万1,551円となります。

続きまして、6ページ、7ページをご覧くださいと思います。こちらは一般会計の歳出であります。

6ページの左の款ごとに、7ページの上の欄、一番左の支出済額につきましてご説明いたします。

第1款の議会費は224万2,196円あります。

第2款、総務費は5億123万2,161円あります。その内訳ですが、第1項の総務管理費は5億53万3,561円、第2項の選挙費は6万3,000円、第3項の監査委員費は63万5,600円あります。

第3款の民生費ですが、48億4,850万6,000円あります。

第4款の公債費につきましては、支出はございませんでした。

第5款の諸支出金は15億380万2,952円あります。

第6款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上から、一般会計の歳出合計は68億5,578万3,309円となります。

一般会計の歳入歳出差引残額は1億300万8,242円でございます。

続きまして、特別会計の歳入歳出決算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。特別会計の歳入であります。

8ページの左の款ごとに、9ページの上の欄、左から2番目の収入済額につきましてご説明いたします。

第1款、区市町村支出金は、区市町村が徴収いたしました保険料等の納付額で、2,905億3,229万6,855円であります。

第2款の国庫支出金は3,871億9,585万7,243円であります。その内訳ですが、第1項の国庫負担金は、療養給付費負担金等で3,255億2,766万1,975円、第2項の国庫補助金は、財政調整交付金等で616億6,819万5,268円であります。

第3款の都支出金でございますが、1,058億2,701万1,857円であります。その内訳ですが、第1項の都負担金が1,042億7,431万2,857円、第2項の都補助金は15億5,269万9,000円であります。

第4款の支払基金交付金は5,789億9,092万6,420円であります。

続きまして、第5款の特別高額医療費共同事業交付金でございますが、6億5,898万9,810円であります。

第6款の財産収入は、特別会計調整基金の運用収入で、23万3,766円であります。

第7款の繰入金は202億2,963万9,000円であります。その内訳ですが、第1項の他会計繰入金は48億4,850万6,000円、第2項の基金繰入金は153億8,113万3,000円であります。

続きまして、第8款の繰越金は392億8,834万7円あります。

第9款の諸収入は17億9,331万6,408円あります。その内訳ですが、第1項の延滞金、過料及び加算金が4,579万537円、第2項の預金利子が215万4,194円、第3項の雑入が17億4,537万1,677円あります。

以上から、特別会計の歳入合計は1兆4,245億1,661万1,366円となります。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。今度は特別会計の歳出でございます。

10ページの左の款ごとに、11ページの上の欄、一番左の支出済額につきましてご説明いたします。

第1款の総務費は41億9,735万4,162円あります。その内訳ですが、第1項の総務管理費は41億5,400万7,032円、第2項、徴収費は4,334万7,130円あります。

第2款の保険給付費は1兆3,070億3,023万4,380円あります。

第3款の特別高額医療費共同事業拠出金は6億4,102万2,572円あります。

第4款の保険事業費は51億4,697万7,963円あります。

第5款の基金積立金は142億9,103万6,408円あります。

第6款の公債費につきましては、支出はございませんでした。

第7款の諸支出金は230億1,884万1,425円あります。その内訳ですが、第1項の償還金及び還付加算金は、国庫支出金等の精算に伴う返還金等で215億6,142万3,751円、第2項の繰出金は、一般会計費は繰出金で14億5,741万7,674円あります。

第8款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上から、特別会計の歳出合計は1兆3,543億2,546万6,910円となります。

特別会計の歳入歳出差引残額は701億9,114万4,456円であります。

ページが飛びますが、42ページをご覧ください。こちらは一般会計の実質収支に関する調書であります。

決算の実質収支額は、4の翌年度へ繰り越すべき財源がございませんでしたので、5にお示しのとおり、一般会計の歳入歳出差引残額がそのまま実質収支額となっております。

次に、43ページをご覧ください。こちらは特別会計の実質収支に関する調書であります。

決算の実質収支額は、4の翌年度へ繰り越すべき財源がございませんでしたので、5にお示しのとおり、特別会計の歳入歳出差引残額がそのまま実質収支額となっております。

次に、46、47ページをご覧ください。こちらは財産に関する調書でございますが、該当はございません。

1ページおめくりいただきまして、48ページをご覧ください。

4の基金でございますが、こちらにつきましては一括してご説明いたします。右端の決算年度末現在高をご覧ください。

1つ目の東京都後期高齢者医療広域連合財政調整基金は32億2,201万2,465円であります。

2つ目の東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計調整基金は178億2,135万2,483円でございます。

合計の現在高は210億4,336万4,948円でございます。

説明は以上となります。何とぞご認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○磯議長 ご苦労さまでした。

認定第1号及び認定第2号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りをいたします。

まず、認定第1号につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○磯議長 ありがとうございます。賛成者全員であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第2号につきまして、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○磯議長 ありがとうございます。賛成者全員でございます。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第6、議案第6号 令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、及び日程第7、議案第7号 令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会

計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 ただいま一括議題となりました議案第6号 令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び議案第7号 令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

議案集の6ページをお願いいたします。

まず、議案第6号についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億4,662万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を62億8,238万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び区分ごとの補正額等は、7ページ記載の第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

今回の補正は、令和2年度決算の確定等に伴い、令和3年度予算の補正を行うものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

歳入では、決算の確定に伴い、市区町村からの事務費負担金を4,000万円減額、決算剰余金9,300万8,000円を前年度繰越金として繰り越すものであります。

また、財政調整基金繰入金を2億9,233万2,000円減額するとともに、特別会計から事務費負担金の残額を13億8,594万7,000円、一般会計に繰入れをいたします。

歳出では、特別会計への繰出金を2億9,233万2,000円減額するとともに、決算の確定に伴い、一般会計剰余金と特別会計からの繰入金を合わせた14億3,895万5,000円を財政調整基金に積立てをいたします。

議案集の8ページをお開きください。

議案第7号についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ583億3,535万5,000円を増額、補正後の歳入歳出予算額を1兆4,707億2,840万8,000円とするものであります。

補正後の各款項の区分及び区分ごとの補正額等は、9ページ記載のとおりであります。

今回の補正は、令和2年度決算の確定に伴う整理及び昨年度から創設した市区町村への補助金交付に伴い、補正を行うものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

歳入では、決算の確定に伴い、市区町村支出金、支払基金交付金の減額と諸収入の増額を行うとともに、決算剰余金701億9,014万4,000円を前年度繰越金として繰り越すものであります。

また、市区町村への補助金交付に伴う財源として、国庫支出金の増額を行うとともに、一般会計か

らの繰入金の減額を行うものであります。

歳出では、決算の確定に伴い、保険給付費を5,650万円の増額を行い、令和2年度繰越金のうち、保険給付財源の残額等225億9,193万円を特別会計調整基金に積み立て、令和2年度の区市町村負担金返還金、国・都支出金返還金及び一般会計繰出金の諸支出金を351億8,376万3,000円増額するものであります。

また、市区町村への補助金交付に伴い、総務費を5億316万2,000円増額をいたします。

以上、甚だ簡単であります。説明といたします。何とぞご決定賜りますよう、お願いをいたします。

○磯議長 ご苦労さまでした。

議案第6号及び議案第7号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りをいたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○磯議長 ありがとうございます。賛成者全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第7号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○磯議長 ありがとうございます。賛成者全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第8から第10、議案第8号から議案第10号 訴えの提起についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 ただいま一括議題となりました議案第8号から10号までの訴えの提起について、一括してご説明をいたします。

議案集11ページをお願いいたします。

議案第8号 訴えの提起についてであります。本訴えの提起は、平成30年4月4日、被保険者が被告運転の自転車と衝突し受傷したことにより、通院加療など療養の給付に要する費用を医療機関等に広域連合が支払ったため、高齢者の医療の確保に関する法律第58条の規定に基づき、被告に対する被保険者の損害賠償請求権を代位取得したものであります。

これまで、再三にわたる求償事務を行ってまいりましたが、支払われず、改めて被告に対し令和3

年9月27日までに支払うよう文書で求めましたが、金銭の支払いの確認ができないため、訴訟の目的の価格を443万6,214円とする訴えを提起するものであります。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第9号であります。本訴えの提起につきましても、法律の規定により損害賠償請求権を代位取得後、再三にわたる求償事務を行ってまいりましたが、支払われず、改めて被告に対し令和3年9月27日までに支払うよう文書で求めましたが、いまだに金銭の支払いの確認ができないため、訴訟の目的の価格を534万118円とする訴えを提起するものであります。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第10号であります。本訴えにつきましても、法律の規定により損害賠償請求権を代位取得後、再三にわたる求償事務を行ってまいりましたが、支払われず、改めて被告に対し令和3年9月27日までに支払うよう文書で求めましたが、いまだに金銭の支払いの確認ができないため、訴訟の目的の価格を541万8,083円とする訴えを提起するものであります。

以上、甚だ簡単であります。説明といたします。何とぞご決定賜りますよう、お願いいたします。

○磯議長 議案第8号から議案第10号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りをいたします。

議案第8号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○磯議長 ありがとうございます。賛成者全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第9号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○磯議長 ありがとうございます。賛成者全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第10号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○磯議長 ありがとうございます。賛成者全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、追加日程第1、議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び追加日程第2、議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井副広域連合長。

○大井副広域連合長 ただいま一括議題となりました議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明をいたします。

黄色の付箋が貼られております令和3年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会に係る議案の提出について、741号通知をご覧くださいと思います。

広域連合職員の給与は、特別区職員の給与体系に準拠することが設立時からの運用であります。

今般、特別区人事委員会からありました職員の給与改定に関する勧告に基づき、職員の給与改定を行うものであります。

まず、議案第11号及び12号、それぞれの改正条例第1条におきまして、令和4年3月期の期末手当の支給月数を定年前職員及び会計年度任用職員は0.15月、再任用職員は0.05月引き下げるものであります。

次に、第2条において、期末手当の支給月数を、3月分を元の支給月数に戻した上で、6月期及び12月期の支給月数を、定年前職員及び会計年度任用職員はそれぞれ0.075月、再任用職員はそれぞれ0.025月引き下げます。

なお、それぞれの附則におきまして、第1条の改正については公布の日から、第2条の改正については令和4年4月1日から施行することとしております。

以上、甚だ簡単であります、説明といたします。何とぞご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○磯議長 議案第11号及び議案第12号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより1件ずつ採決に入ります。

お諮りをいたします。

まず、議案第11号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○磯議長 ありがとうございます。賛成者全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第12号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○磯議長 ありがとうございます。賛成者全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。
ご協力、誠にありがとうございました。

午後3時04分 閉会

議 長 磯 一 昭

署 名 議 員 鵜 飼 雅 彦

署 名 議 員 五 十 嵐 京 子

令和3年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会における議決結果等一覧

1 広域連合長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
同意第5号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	11月30日	同意
認定第1号	令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	11月30日	認定
認定第2号	令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	11月30日	認定
議案第6号	令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	11月30日	原案可決
議案第7号	令和3年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	11月30日	原案可決
議案第8号	訴えの提起について	11月30日	原案可決
議案第9号	訴えの提起について	11月30日	原案可決
議案第10号	訴えの提起について	11月30日	原案可決
議案第11号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月30日	原案可決
議案第12号	東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11月30日	原案可決

東京都後期高齢者医療広域連合議会 議席表

議席番号	所属議会	氏名
1	千代田区議会	池田 ともりの
2	中央区議会	木村 克一
3	港区議会	鵜飼 雅彦
4	文京区議会	田中 としかね
5	台東区議会	水島 道徳
6	墨田区議会	木内 清
7	江東区議会	榎本 雄一
8	品川区議会	石田 秀男
9	目黒区議会	田島 けんじ
10	大田区議会	湯本 良太郎
11	渋谷区議会	斎藤 竜一
12	杉並区議会	大熊 昌巳
13	豊島区議会	磯 一昭
14	荒川区議会	菅谷 元昭
15	練馬区議会	かしわざき 強
16	足立区議会	古性 重則
17	江戸川区議会	福本 光浩
18	昭島市議会	篠原 有加
19	調布市議会	内藤 美貴子
20	町田市議会	いわせ 和子
21	小金井市議会	五十嵐 京子
22	小平市議会	吉本 ゆうすけ
23	日野市議会	鈴木 洋子
24	東村山市議会	清水 あづさ
25	国分寺市議会	佐野 久美子
26	国立市議会	高柳 貴美代
27	福生市議会	武藤 政義
28	狛江市議会	しの 浩司
29	東大和市議会	中村 庄一郎
30	奥多摩町議会	原島 幸次
31	大島町議会	坂上 長一